

PM2.5（微小粒子状物質）の注意喚起情報について

広範囲の地域にわたって PM2.5（微小粒子状物質）による健康影響の可能性が懸念される場合に、参考情報として広く社会一般に注意を促すことを目的として、平成 25 年 3 月 9 日からは、注意喚起情報の発信体制をとっています。

1 注意喚起情報の発信

(1) 発信基準（一般大気環境測定局の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合）

午前 5 時から 7 時の 1 時間値の平均が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合¹

（各地域内の全測定局の上記 1 時間値全てを平均して判断する。）

午前 5 時から 12 時の 1 時間値の平均が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合¹

（各地域内の全測定局の上記 1 時間値を測定局毎に平均し、その最大値で判断する。）

及び 他、日中の濃度上昇や気象状況等により日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれのある場合²

¹ 「注意喚起のための暫定的な指針」（環境省）の判断基準

² 県独自基準

(2) 地域区分

県下を 6 地域（神戸・阪神、播磨東部、播磨西部、但馬、丹波、淡路）に区分

(3) 発信の方法

ホームページ「兵庫の環境」とメール配信サービス（「PM2.5 総合サイト」から登録）、ホームページ「ひょうご防災ネット」と緊急情報メールにより、県民に速やかに周知。

報道機関、市町及び県関係機関へファクシミリ・メールにより通報。



2 県内の注意喚起の実施状況

平成 26 年 2 月 26 日 12 時 15 分に県内において初めて播磨東部地域を対象として、注意喚起情報を発信。

なお、同日、大阪府、三重県、香川県、山口県
の他、北陸、東北 5 県でも注意喚起情報を発信。（兵庫県を含め全国 10 府県）

(1) 5 ～ 12 時の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した測定局（発信基準）

加古川市別府 $81.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$

(2) 1 日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した測定局（播磨東部の 4 局）

加古川市役所 $79.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、加古川市別府 $76.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、高砂市役所 $71.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$

稲美町役場 $73.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$

測定結果については、全て速報値。

2月26日のPM2.5測定結果(速報値)

地域区分	測定局名 (一般局)	5-7時の平均		5-12時の平均		1-24時の平均		最大値	
			発令基準 85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		発令基準 80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		暫定指針 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		
神戸・阪神	神戸市 東灘	53.0	57.9		53.6		50.5		65
	神戸市 灘	54.7			60.0		54.3		73
	神戸市 葺合	49.3			54.5		49.0		68
	神戸市 六甲ID	59.3			58.5		54.1		66
	神戸市 灘浜	61.7			65.5		57.5		80
	神戸市 港島	57.7			60.4		55.9		70
	神戸市 兵庫南部	58.7			61.1		59.5		73
	神戸市 長田	50.7			57.1		55.0		67
	神戸市 須磨	65.7			69.9		64.8		80
	神戸市 白川台	54.0			57.6		55.9		71
	神戸市 垂水	49.0			53.6		52.0		67
	神戸市 西神	67.3			61.4		58.4		77
	神戸市 北神	53.3			50.4		46.3		63
	尼崎市 中部	80.3			79.9		66.5		91
	芦屋市 朝日丘小	60.3			57.6		48.8		68
	伊丹市役所	61.3			60.4		50.0		66
	宝塚市よりあいひろば	59.7			60.0		51.0		70
	川西市役所	49.7			46.0		33.0		50
三田市役所	54.3		51.8		44.4		65		
播磨東部	明石市 王子	74.0	75.9		73.1		69.5		76
	明石市 二見	67.7			65.4		63.8		77
	加古川市役所	84.3			79.0		79.0	×	90
	加古川市 別府	85.0			81.0	×	76.5	×	93
	高砂市役所	80.0			71.4		71.4	×	87
	稲美町役場	81.0			77.1		73.4	×	88
	播磨町役場	75.3			72.5		67.9		92
	西脇市役所	60.0			59.1		51.8		69
播磨西部	姫路市 広畑	66.0	58.1		62.8		64.4		86
	姫路市 白浜	65.3			62.6		62.6		73
	姫路市 御国野	68.0			59.5		59.9		70
	姫路市 網干	57.7			58.5		59.2		75
	姫路市 飾西	58.0			58.0		56.0		67
	相生市役所	50.7			53.9		54.6		74
	たつの市役所	52.3			52.4		51.0		57
	赤穂市役所	52.7			56.9		54.2		66
	太子町役場	52.3			52.8		54.0		69
但馬	豊岡市役所	58.7		58.5		60.0		75	
丹波	丹波市 柏原	49.0		53.1		45.0		61	
淡路	洲本市役所	欠測							